

チラシ効果、最大限
秋田市
潟上市の一部地域
全戸配布

さきがけ
購読宅

▼

実績の
新聞折込

さきがけ
未購読宅

▼

女性に人気のフリーペーパー
mari* mari
と一緒に

【部数表・申込書】
エリアマップと合わせてご使用ください。

2023年11月1日更新

株式会社さきがけ折込センター

〒010-1412 秋田県秋田市御所野下堤2丁目1-6

TEL018-889-8230 FAX018-829-1600

全戸配布のご案内

【1】 配布エリアと配布先

※配布を拒否されている世帯には配布しません。

【2】 配布料金

お申込みの際は配布部数にご注意ください。最新版をご確認ください。

1枚当たりの配布料金 (税別)

はがき	B5・B4・A4	B5・B4・A4 厚紙
4.0円	3.5円	4.0円

A3 (2つ折り)	A3厚紙 (2つ折り)	B3 (2つ折り)	B3厚紙 (2つ折り)	A2 (4つ折り)	B2 (4つ折り)	B1 (8つ折り)
4.0円	4.5円	6.0円	6.5円	8.0円	11.0円	20.0円

厚紙とは、四六判で110K g以上の紙です。

下記に該当する広告は割増料金をいただく場合がありますので、印刷前にご相談ください。

- ・変形サイズ
- ・変則折り
- ・はがきの貼付

【3】 配布方法、配布日程

配布先により、配布方法、配布日程が異なります。

	秋田魁新報 【購読】 世帯・事業所	秋田魁新報 【未購読】 世帯・一部の事業所
配布方法	秋田魁新報への 新聞折り込み (一部地域では右記の未購読世帯と 同じ配布方法の場合がございます。)	フリーペーパー「マリ・マリ」と 一緒に配布 (同期間で2枚以上のお申込があった場合は、 組み込んでの配布となります。)
配布曜日	毎週金曜日	毎週木曜・金曜の2日間 (予備日として土曜日)

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆時期などは、配布できない場合や配布曜日が異なる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

【4】 申し込み

- ・申し込みは原則として、当部数表の申込書をご利用いただき、FAXまたはメールでお送りください。電話のみでの申し込みはお受けできません。
- ・お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所で設定ください。
- ・配布部数は日々変動しております。従って配布当日の部数と当部数表とは若干の差異があります。
- ・手配完了後の変更には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

【5】 搬入

下記の梱包単位で納品願います。

サイズ	折 り	梱包単位 (1梱包の枚数)	
B4版以下	折らずに	2,000枚	厚紙は1,000枚
B3版	2つ折り	1,000枚	厚紙は 500枚
B2版	4つ折り	500枚	
B1版	8つ折り	250枚	

【6】 締め切り

申し込み：毎週月曜日正午まで

搬入：毎週火曜日正午まで

※祝日が入る場合、その日数分早めの申し込み・搬入になります。

※年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休業時など、時期により変則になる場合がありますので、ご注意ください。

【7】 搬入場所

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6

株式会社さきがけ折込センター

※秋田市内は無料で引き取りに伺います。

【8】 解約

販売店での組込作業終了後、または、配布途中での解約はできませんので、ご注意ください。

【9】 取り扱いできない広告

秋田魁新報全戸配布広告取扱基準（別紙）に反するもの、抽選券・懸賞応募券・金券などを刷り込んだ物は配布できません。また、複数の広告主が掲載されている広告は、取り扱いできない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

【10】 料金の支払い

前金となります。搬入の締切日時と同じ期日でのご入金となります。

振込先

銀行名	支店名	口座番号	口座名
北都銀行	本店	普通 761854	株式会社さきがけ折込センター

【11】 災害時などにおける免責

地震や風水害などの自然災害、大規模事故、その他社会的混乱を招く事案が発生した場合、ライフラインや交通網が寸断したり、新聞発行本社、新聞販売店、折込会社の建物、機器が被害を受けるなどして、業務が停止することも考えられます。

こうした場合、広告主様や新聞販売店と連絡が取れなくなることも予想され、ご依頼通りの配布または配布中止の手配ができない事態が発生する可能性があります。

業務遂行に最大限の努力をしますが、上記のような場合には、配布業務取り扱いの責任の免除をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。

秋田魁新報全戸配布広告取扱基準

秋田魁新報社と販売店は「新聞倫理綱領」はむろんのこと「不当景品類および不当表示防止法」に基づいて制定された新聞業における公正競争規約を順守するとともに、法令（法律、命令、規則）に違反する広告は一切取扱いません。全戸配布広告取扱基準は次の通りで、これは「秋田魁新報広告掲載基準」に準拠して定めたものです。

取り扱わないもの

- 責任の所在と広告内容が明確でないもの。
- 広告主の所在地、事業名または責任者名の記載がないもの。広告の内容がはっきりしないもの。
- 虚偽誇大なもの。
- 虚偽誇大および過激な表現により読者を惑わし、不利益を与える恐れのあるもの。
- せん情的なもの。
- 露骨な表現、図解、さし絵などを使用したもので青少年だけでなく、一般の良風美俗を害し、家庭に持ち込むのにふさわしくないもの。
- ねずみ講、詐欺の疑いのある通信販売。
- 特に厚い紙質のもの、および紙以外の材料を使用したり、著しく変形のもの。その他、本来の秋田魁新報配達業に支障を来す恐れのあるもの。
- 政治・宗教および係争中の問題、もしくは意見が大きく分かれ政治問題化、係争化が予想されるもの。
- 極端な意見および主義・主張を述べたもの。
- 広告主の一方的主張、もしくは主観的意図・表現がみられ、結果として他社、他人をひぼうし、名誉、信用を傷付けると思われるもの。
- 発行本社の新聞と混同、誤認されられると思われるもの。
- 秋田魁新報の記事、主張を不当に否定、訂正する内容のもの、および販売店の信用を傷付け、その営業活動に支障を来したり不利益になると判断されるもの。
- その他、公序良俗に反する恐れのあるもの。

特に注意を要するもの

- 政治活動に関するもの。
公職選挙候補者による選挙期間中の選挙運動に関する広告は取り扱いません。選挙運動に関する広告以外で、各政党の政策PRならびに意見で、主体（発行責任者）が明確であるものについては、その都度、取り扱いの可否を決定する。ただし、選挙期間前でも、立候補が予測されている人物の名前が記載されたもの、支持団体の推薦など、事前運動と推量される恐れのあるものについては、選挙管理委員会などに照会のうえ判断する。
 - 不動産取引に関するもの。
宅地、建物、分譲・建売住宅などの広告については、建築基準法、宅建業法などに違反しないこと。
特に、
 - イ、業者の免許番号が記載されていないもの
 - ロ、物件の住所、敷地面積、建物面積、価格が書かれていないもの
 - ハ、近くの駅や停留所からの距離や時間がないものは取り扱いません。
これらについては、広告主において秋田県建築住宅課または秋田県宅地建物取引業協会と連絡の上、その指導を受けてください。
 - 求人、代理店募集、サイドビジネスに関するもの。
求人は職業安定法、労働基準法、児童福祉法などの関係法令に違反しないこと。雇用主、応募資格、従事する職務の内容、勤務条件、給与などを明確にすること。
保険金目当てとみられる代理店、特約店、チェーン店募集や、金品の提供を求めたり、初心者でも簡単にもうかり、すぐに高収入を得られるような内容のサイドビジネスは取り扱いません。
 - 金融・貸金業者に関するもの。
貸金業規制法、出資法ならびに関連法令、通達を厳守し、誇大、不当な表示をしないこと。
これらについて不明の点があれば、広告主において監督官庁の指導を受けてください。
- ※その他、上記各項目で判断し難いものは「秋田魁新報広告掲載基準」を準用し、秋田魁新報社が不相当と決定したものは取り扱いません。

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
株式会社さきがけ折込センター
TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

住所別配布区一覧

住所		配布区
		※該当住所以外の周辺住所も含まれます。2つ以上の住所を配布している区は、該当住所全てに区名を記載しております。
	旭川	清澄町、新藤田(東町、西町)、南町 東5、東7、東8、東9
	新屋 (雄物川から北側)	天稗野、豊町、朝日町、松美ガ丘(北町、東町、南町)、勝平町、勝平台、下川原町、北浜町、南浜町、松美町、寿町、船場町、割山町、新屋町の一部 西1、西2、西3、西9、西10、西11、西12、西13、西14 (中央16はこまちスタジアム周辺の新屋町。事業所のみ。)
	新屋 (雄物川から南側)	栗田町、元町、大川町、鳥木町、渋谷町、田尻沢(東町、中町、西町)、沖田町、前野町、扇町、表町、日吉町、比内町、新屋町の一部 西15、西16、西17、西18、西19、西20、西22、西23、西24、西25
イ	泉 (奥羽本線より北側)	馬場、東町、三嶽根、一ノ坪、釜ノ町、字五庵山、字三嶽根 北45、北46、北47、東4
	泉 (奥羽本線より南側)	中央(1~6丁目)、北(1~4丁目)、南(1~3丁目)、菅野(1.2丁目)、字登木 中央10、中央11、中央13、中央20、中央21、中央22、中央24、中央25、中央26
	飯島	緑丘町、美砂町、松根(西町、東町)、文京町、長野(中町、本町、上町)、穀丁、道東(1~3丁目)、川端(1~3丁目)、鼠田(1~4丁目)、飯田(1~2丁目)、西袋(1~3丁目)、新町(1~3丁目)、飯島字 北6、北7、北8、北9、北10、北11、北12、北13、北14、北15、北16、北17、北18、北19、北20、北21
ウ	牛島 (国道13号線より東側)	東(1~7丁目) 南1、南2、南4、南5、南6、南7
	牛島 (国道13号線より西側)	西(1~4丁目)、南(1.2丁目)、字西湯敷、字東湯敷 南8、南9、南10、南17、南18、西6
オ	大町	1~6丁目 中央37、中央38、中央46、中央47、中央48、中央54、中央55
	卸町	1~5丁目 西5、南7、南8
	大住	1~4丁目 南11、南16
	御野場	1~8丁目、新町(1~5丁目) 南24、南25、南26、南27、南28、南29、南30
	大平台	1~4丁目 東40
カ	川元	山下町、開和町、松丘町、むつみ町、小川町 中央44、中央46、中央56、中央57、中央60、中央61
	川尻	上野町、新川町、総社町、みよし町、若葉町、大川町、御休町、川尻町 中央41、中央44、中央57、中央58、中央59、中央60
	上北手	荒巻、大杉沢、大戸、大山田、小山田、古野、猿田、百崎、(※上北手御所野除く) 東40、東47、南35
	上新城	石名坂、小又、五十丁、白山、中、保多野、道川、湯ノ里 北5
	金足	岩瀬、浦山、追分、大清水、片田、黒川、小泉、下刈、高岡、鳩崎、堀内、吉田 北1、北2、北3
	河辺 (岩見、三内)	岩見、三内 河辺・雄和1
	河辺 (岩見、三内以外)	和田、戸島、豊成、畑谷、松渕、北野田高屋、諸井、大張野、赤平、高岡、大沢、神内 河辺・雄和2、河辺・雄和3、河辺・雄和4、河辺・雄和5
キ	旭北	栄町、錦町、寺町 中央38、中央45、中央46
	旭南	1~3丁目 中央46、中央54、中央55、中央62

住所別配布区一覧

住 所		配布区
		※該当住所以外の周辺住所も含みます。2つ以上の住所を配布している区は、該当住所全てに区名を記載しております。
コ	高陽	青柳町、幸町
	御所野	下堤(1～5丁目)、地藏田(1～5丁目)、元町(1～7丁目)、湯本(1～6丁目)、堤台(1～3丁目)、(※上北手御所野含む)
	港北	新町、松野町
サ	山王	1～7丁目、新町、中園町、中島町、沼田町、臨海町
	桜	1～4丁目
	桜ガ丘	1～5丁目
	桜台	1～3丁目
	山内	山内字
シ	将軍野	東(1～4丁目)、南(1～5丁目)、堰越、青山町、桂町、向山
	新藤田	新藤田字
	下北手	黒川、桜、寒川、宝川、通沢、梨平、松崎、柳館
	下浜	桂根、長浜、檜田、八田、羽川、名ヶ沢
	下新城	青崎、岩城、小友、笠岡、長岡、中野
セ	千秋	北の丸、久保田町、公園、城下町、中島町、明德町、矢留町
ソ	添川	添川字
	外旭川 (奥羽本線より北側)	八幡田(1.2丁目)、八柳(1～3丁目)、外旭川字の一部
	外旭川 (奥羽本線より南側)	外旭川字の一部
タ	太平	黒沢、寺庭、中関、八田、目長崎、山谷
ツ	土崎港全域 (港北は含まず)	中央(1～7丁目)、北(1～7丁目)、南(1～3丁目)、東(1～4丁目)、西(1～5丁目)、穀保町、御蔵町、下浜町、相染町、古川町
	土崎港	穀保町、御蔵町、下浜町、相染町、古川町
	土崎港中央	1～7丁目
	土崎港東	1～4丁目
	土崎港西	1～5丁目
	土崎港南	1～3丁目
	土崎港北	1～7丁目

住所別配布区一覧

住所		配布区
		※該当住所以外の周辺住所も含まれます。2つ以上の住所を配布している区は、該当住所全てに区名を記載しております。
テ	手形	手形山(西町、南町、中町、北町、東町)、からみでん、学園町、休下町、新栄町、住吉町、田中、山崎町、手形字 中央35、東6、東7、東8、東9、東10、東11、東12、東13、東22、東23、東24
	寺内	油田(1~3丁目)、堂ノ沢(1~3丁目)、蛭根(1~3丁目)、児桜(1~3丁目)、高野、鶴ノ木、大畑、焼山、後城、大小路、神屋敷、寺内字 中央2、中央4、中央5、中央6、中央7、中央8、中央9、中央13、中央14、中央15、中央16、中央17、中央18、中央19、中央29、中央41
ト	豊岩	石田坂、小山、豊巻 西26
ナ	中通	1~7丁目 中央36、中央49、中央50、中央51、中央52、中央53
	檜山	太田町、大元町、共和町、金照町、佐竹町、城南町、登町、本町、南中町、石塚町、川口境、愛宕下、城南新町、古川新町、南新町(上丁、下丁)、檜山字 中央63、中央64、中央65、中央66、中央67、南1、南2、南3、東45
ニ	仁井田 (国道13号線より東側)	二ツ屋(1.2丁目)、福島(1.2丁目)、栄町、本町(1~4丁目)、目長田(1~3丁目)、仁井田字の一部 南12、南13、南14、南21、南22、南23、東47
	仁井田 (国道13号線より西側)	緑町、潟中町、露見町、小中島、新田(1~3丁目)、本町(5.6丁目)、仁井田字の一部 南11、南15、南16、南17、南19、南20、南24、南25、南28、東47
	濁川	濁川字 東2、東4、東5
	仁別	仁別字 東1
ハ	茨島	1~7丁目 西4、西5、西6、西7、西8
	浜田	浜田字 西21、西22、西25、西27
ヒ	東通	1~8丁目、仲町、観音前、館ノ越、明田 東29、東30、東31、東32、東33、東34
	広面	広面字 東12、東13、東14、東15、東16、東17、東21、東24、東25、東26、東27、東28、東33、東34
ホ	保戸野	金砂町、桜町、すわ町、千代田町、鉄砲町、通町、中町、八丁、原の町 中央23、中央24、中央26、中央32、中央33、中央37、中央38、中央47、中央48
ミ	南通	亀の町、築地、みその町、宮田 中央51、中央52、中央53、中央64、中央65
	南が丘	1~3丁目 東47
ム	向浜	1.2丁目 中央16
ヤ	八橋	運動公園、本町(1~6丁目)、新川向、三和町、田五郎(1.2丁目)、大道東、鱈沼町、大沼町、大畑(1.2丁目)、イサノ(1.2丁目)、南(1.2丁目)、八橋字 中央7、中央12、中央13、中央19、中央27、中央28、中央29、中央30、中央40、中央41
	山手台	1~3丁目 東46
	柳田	柳田字 東12、東14、東15、東16、東17
ユ	雄和	新波、相川、碓田、石田、萱ヶ沢、左手子、神ヶ村、黒瀬、芝野新田、種沢、草川、繫、椿川、戸賀沢、平尾島、平沢、妙法、向野、女米木 河辺・雄和6、河辺・雄和7、河辺・雄和8、河辺・雄和9
ヨ	横森	1~5丁目 東35、東36、東40、東43、東44、東45
	四ツ小屋	四ツ小屋字、小阿地、未戸松本 南28、南31、南35

新聞折込併用全戸配布 申込書

広告主: 	様	配布期間 月 日(木)	サイズ
	(担当者名:))	
請求先: 	様)	
	(担当者名:))	
住 所: 		チラシ引取先	納品日・引取日
TEL: 	FAX: 		

こちらは2023年11月1日の部数です。お申込みの際は最新版をご確認ください。

中央地区

区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数
中央1	240		中央24	580		中央47	870	
中央2	910		中央25	740		中央48	590	
中央3	350		中央26	480		中央49	1,110	
中央4	750		中央27	630		中央50	790	
中央5	170		中央28	960		中央51	730	
中央6	200		中央29	260		中央52	640	
中央7	540		中央30	930		中央53	750	
中央8	1,140		中央31	520		中央54	370	
中央9	8区・11区に統合		中央32	620		中央55	590	
中央10	670		中央33	580		中央56	630	
中央11	1,200		中央34	1,030		中央57	480	
中央12	480		中央35	530		中央58	830	
中央13	430		中央36	760		中央59	500	
中央14	450		中央37	1,140		中央60	500	
中央15	430		中央38	370		中央61	340	
中央16	100		中央39	840		中央62	510	
中央17	700		中央40	960		中央63	390	
中央18	330		中央41	450		中央64	520	
中央19	930		中央42	500		中央65	610	
中央20	450		中央43	1,180		中央66	300	
中央21	810		中央44	1,230		中央67	950	
中央22	540		中央45	360				
中央23	460		中央46	590				
小計	12,280		小計	16,240		小計	13,000	

	部 数	申込部数
中 央	41,520	
東 部	29,280	
西 部	16,860	
南 部	19,190	
河辺・雄和	5,780	
北 部	27,820	
潟 上	8,200	
総合計	148,650	

(※) お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所所で設定ください。

(※) 配布期間は木・金曜日の2日間ですが、土曜日を予備日とします。

***12月14日から中央9区が、中央8区と11区に統合となりました。**

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
株式会社さきがけ折込センター

(中央)

TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

新聞折込併用全戸配布 申込書

広告主: _____ 様 (担当者名: _____)	配布期間 月 日(木)) 月 日(金)	サイズ
請求先: _____ 様 (担当者名: _____)	チラシ引取先	納品日・引取日
住 所: _____	TEL: _____	FAX: _____

こちらは2023年11月1日の部数です。お申込みの際は最新版をご確認ください。

東部地区								
区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数
東1	280		東17	180		東33	720	
東2	220		東18	760		東34	640	
東3	480		東19	600		東35	630	
東4	510		東20	250		東36	620	
東5	530		東21	210		東37	850	
東6	600		東22	480		東38	740	
東7	490		東23	880		東39	270	
東8	520		東24	1,000		東40	740	
東9	1,030		東25	840		東41	480	
東10	1,060		東26	730		東42	440	
東11	910		東27	910		東43	500	
東12	1,050		東28	660		東44	540	
東13	520		東29	500		東45	780	
東14	480		東30	770		東46	560	
東15	780		東31	580		東47	720	
東16	630		東32	610				
小計	10,090		小計	9,960		小計	9,230	

	部 数	申込部数
中 央	41,520	
東 部	29,280	
西 部	16,860	
南 部	19,190	
河辺・雄和	5,780	
北 部	27,820	
潟 上	8,200	
総合計	148,650	

- (※) お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所を設定ください。
- (※) 一部地域は秋田魁新報購読者でも、新聞折込みせず配布する場合があります。
- (※) 配布期間は木・金曜日の2日間ですが、土曜日を予備日とします。

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
 株式会社さきがけ折込センター
 TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

(東部)

新聞折込併用全戸配布 申込書

広告主: _____ 様 (担当者名: _____)	配布期間 月 日(木)	サイズ
請求先: _____ 様 (担当者名: _____)) 月 日(金)	
住 所: _____	チラシ引取先	納品日・引取日
TEL: _____ FAX: _____		

こちらは2023年11月1日の部数です。お申込みの際は最新版をご確認ください。

西部地区								
区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数
西1	700		西11	580		西21	460	
西2	620		西12	590		西22	760	
西3	820		西13	580		西23	320	
西4	260		西14	670		西24	830	
西5	620		西15	770		西25	920	
西6	940		西16	570		西26	720	
西7	480		西17	330		西27	490	
西8	320		西18	850		西28	320	
西9	300		西19	510		西29	510	
西10	590		西20	430				
小計	5,650		小計	5,880		小計	5,330	

	部数	申込部数
中央	41,520	
東部	29,280	
西部	16,860	
南部	19,190	
河辺・雄和	5,780	
北部	27,820	
潟上	8,200	
総合計	148,650	

(※) お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所で設定ください。

(※) 配布期間は木・金曜日の2日間ですが、土曜日を予備日とします。

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
 株式会社さきがけ折込センター
 TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

(西部)

新聞折込併用全戸配布 申込書

広告主： (担当者名：) 様	配布期間 月 日(木)) 月 日(金)	サイズ
請求先： (担当者名：) 様		
住 所：	チラシ引取先	納品日・引取日
TEL：	FAX：	

こちらは2023年11月1日の部数です。お申込みの際は最新版をご確認ください。

南部地区

区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数
南1	480		南13	580		南25	700	
南2	710		南14	840		南26	340	
南3	290		南15	590		南27	320	
南4	710		南16	650		南28	660	
南5	480		南17	310		南29	410	
南6	280		南18	600		南30	300	
南7	310		南19	580		南31	350	
南8	390		南20	830		南32	910	
南9	860		南21	310		南33	970	
南10	500		南22	440		南34	1,400	
南11	610		南23	320		南35	140	
南12	470		南24	550				
小計	6,090		小計	6,600		小計	6,500	

河辺・雄和地区

区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数	区名	部数	申込部数
河辺・雄和1	900		河辺・雄和4	1,130		河辺・雄和7	240	
河辺・雄和2	130		河辺・雄和5	440		河辺・雄和8	400	
河辺・雄和3	800		河辺・雄和6	1,260		河辺・雄和9	480	
小計	1,830		小計	2,830		小計	1,120	

	部数	申込部数
中央	41,520	
東部	29,280	
西部	16,860	
南部	19,190	
河辺・雄和	5,780	
北部	27,820	
潟上	8,200	
総合計	148,650	

(※) お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所で設定ください。

(※) 一部地域は秋田魁新報購読者でも、新聞折込みせずに配布する場合があります。

(※) 配布期間は木・金曜日の2日間ですが、土曜日を予備日とします。

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
 株式会社さきがけ折込センター
 TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

(南部・河辺・雄和)

新聞折込併用全戸配布 申込書

広告主: 様 (担当者名:)	配布期間 月 日(木)	サイズ
請求先: 様 (担当者名:)) 月 日(金)	
住 所:	チラシ引取先	納品日・引取日
TEL:	FAX:	

こちらは2023年11月1日の部数です。お申込みの際は最新版をご確認ください。

北部地区								
区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数	区 名	部 数	申込部数
北1	550		北17	540		北33	650	
北2	870		北18	530		北34	600	
北3	1,000		北19	770		北35	540	
北4	410		北20	350		北36	820	
北5	380		北21	650		北37	650	
北6	720		北22	780		北38	620	
北7	760		北23	550		北39	400	
北8	810		北24	820		北40	460	
北9	550		北25	500		北41	560	
北10	480		北26	550		北42	640	
北11	770		北27	280		北43	340	
北12	690		北28	840		北44	100	
北13	480		北29	490		北45	520	
北14	780		北30	530		北46	660	
北15	460		北31	520		北47	550	
北16	790		北32	510				
小計	10,500		小計	9,210		小計	8,110	

潟上地区(天王)			
区 名	部 数	申込部数	※昭和地区は全戸配布を実施していません。
潟上【昭和除く、天王地区に配布】	8,200		
小計	8,200		

	部 数	申込部数
中 央	41,520	
東 部	29,280	
西 部	16,860	
南 部	19,190	
河辺・雄和	5,780	
北 部	27,820	
潟 上	8,200	
総合計	148,650	

(※)お申込部数は配布区の最大部数に対し同数で、最大部数に満たない配布区が必要な場合は一ヶ所で設定ください。

(※)配布期間は木・金曜日の2日間ですが、土曜日を予備日とします。

〒010-1412 秋田市御所野下堤2丁目1-6
 株式会社さきがけ折込センター
 TEL 018-889-8230 FAX 018-829-1600

(北部・潟上)